

居宅介護支援重要事項説明書

<令和 8年 6月 1日 現在 >

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 086-722-5051 (受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30)

担当 管理者 仲山 久美 (なかやま くみ)

* ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 岡山福渡・あおいホームケアサービス(名称)の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	岡山福渡・あおいホームケアサービス
所在地	岡山県岡山市北区建部町福渡字山寺ノ下408番1
介護保険指定番号	3370113742
サービスを提供する地域 *	○岡山市北区のうち旧建部町 ○久米郡久米南町

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者*(介護支援専門員と兼務)	1名		1名
介護支援専門員	1名		1名

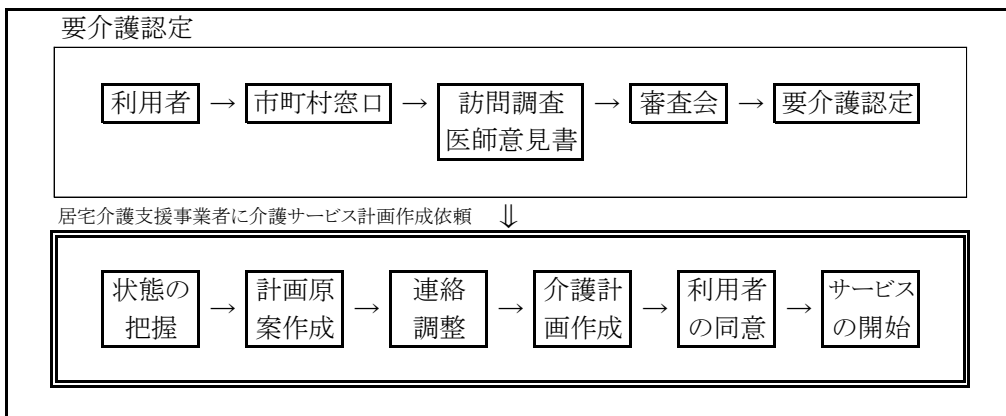
(3) 営業時間

営業日	(受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30)
-----	---------------------------

* 緊急連絡電話 086-722-3000

12月30日～1月3日は休業

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

居宅介護支援費区分 *1	(i)	(ii)	(iii)
介護支援専門員・取扱件数	45未満	45以上60未満	60以上
要介護1又は要介護2	1086単位	544単位	326単位
要介護3、要介護4又は要介護5	1411単位	704単位	422単位

*1居宅介護支援費は担当介護支援専門員の取扱件数により区分されます。

また当事業所は(i)を標準とし(ii)または(iii)となる場合は事前に説明をおこないます。

※介護保険適用分の基本単位には岡山市地区単価10.21が乗算されています。

※介護職員等処遇改善加算として基本単位数に対し2.1%が加算されます。

以下の単位は、状況に応じての加算となります。

初回加算	300単位
退院・退所加算	(I) 450単位 (I) 600単位 (II) 4600単位 (II) 750単位 (III) 900単位
入院時情報連携加算 (I)、(II)	(I) 250単位 (II) 200単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位
通院時情報連携加算	50単位
委託連携加算(要支援者初回時)	300単位

保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて上記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。
このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口へ提出しますと、全額払戻しを受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域外の地域の居宅を介護支援専門員が訪問して行う交通費は、通常事業の実施地域を越えた地点からその実費が必要です。自動車を使用した場合は、距離1キロメートル当たり52円を徴収させていただきます。

(3) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月月末に計算し請求書をお渡しします。

お支払いは事務室にてお願いします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設等に入所した場合。ただし、施設退所後、再度サービスを希望される場合はこの限りではありません。
- ・ 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)・要支援1・要支援2と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ 事業者からの契約解除の申し出

- ・ ご契約者ならびに家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ ご契約者ならびに家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的

居宅において要介護状態にある高齢者、利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

当事業所は、利用者が指定された介護度に応じた最も望ましい介護サービスを受けられるよう、利用者の立場で誠実に支援させていただきます。

また、サービス事業者の選定・推進に際しては利用者のニーズを踏まえ公正中立に行います。そのために、利用者当事業所の相互の信頼関係が何より大切と考えますので、その点をご理解のうえ、当事業所をご利用下さいますようお願い致します。

ケアマネジメントの公平中立の確保を図る観点から、当指定居宅介護支援の提供開始に際し前6か月間の作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、又、各サービスの同一事業所によって提供されたものの割合での説明となります。

毎年度2回、次の時期における当事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。

①前期(3月1日から8月末日)、②後期(9月1日から2月末日)

なお、説明について、用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとする。ご希望があれば、上記の各サービスについてはケアプランに位置付けられた上位3事業所について別紙にて説明します。

(3) 従業者の職種及び責務、職務内容

管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位の居宅介護支援を行う為、事業所の介護支援専門員等の管理等を一元に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

日頃から業務が適正に執行されているか把握するとともに、従業者の資質向上や健康管理等

ワーク・ライフ・バランスの取れた働きやすい職場環境を醸成していく。

事業所に兼任の管理者1名を置き、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
管理者は、事業所の介護支援専門員を兼務することが出来る。

介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行う。

居宅介護支援業務の内容は、居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業所その他の
者との連絡調整、その他の便宜の提供等を行う。

(4) 居宅介護支援の実施概要等

介護サービス計画の作成手法は標準課題分析項目を使用し、利用者及び家族の状況によりニーズを明確に把握できるよう課題分析を行い、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう支援いたします。

また、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所については、地域のサービス事業者の内容や料金等をお伝えし、複数のサービス事業所の紹介を利用者は求めることができ、選定されたサービス事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができます。

(5) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題把握)の方法	—	標準課題分析項目方式による
介護支援専門員への研修の実施	○	
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中でお客さまのご都合により 解約した場合の解約料	○	途中解約でもお客様の負担はありません
その他		

7. 秘密保持

- (1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

8. 成年後見制度の活用支援

当事業所は、適正な契約手続き等を行う為、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できる様に支援を行います。

9. 虐待防止のための措置

当事業所は、指定居宅介護支援の提供に当たり、当該事業所及び居宅サービス事業所の従業員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止の為に次の措置の講ずる様に努めます。

- (1) 事業所における虐待防止の為に指針を整備します。
- (2) 介護支援専門員に対して虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。
- (3) 事業所における虐待防止のための対策をする委員会を併設施設と一体的に定期的開催しその結果について、介護支援専門員に周知を図ります。
- (4) 虐待防止の措置を講じるために担当者を置き、担当を当事業所の管理者が行います。

・虐待防止に関する責任者:管理者 仲山久美

10. 雇用の分野における男女の均等な機会及び処遇の確保

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務に踏まえつつ、職員に対するハラスメントの指針の周知、啓発、職員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
その他ハラスメント防止の為の措置を講じる等の対策に取り組めます。

- (1) 当事業所は職員におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者、家族、利用者関係者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ
誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- (3) 職員に対するハラスメント防止の為、利用者やその家族等に対してハラスメントについて説明を行い
職員に対し研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (4) ハラスメント防止の措置を講じるため責任者を置きます。
- (5) 利用者、家族、利用者関係者等から職員へのハラスメント等によりサービスの中断や
契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにご協力をお願い致します。

11. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

当事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる様に努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を
活用して行うことが出来るものを含む)を概ね6ヶ月に1回以上開催します。
その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修、訓練を定期的の実施し
必要なマニュアルを整備します。

12. 身体拘束廃止の為の措置

身体拘束は、利用者及び入所者の生活の自由を制限するものであり、利用者及び入所者の尊厳ある
生活を阻むものである。

当事業所では、利用者等の尊厳と主体性を尊重し拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が
身体的、精神的被害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち身体拘束をしない支援に努めます。

- (1) 事業所における身体拘束廃止の為の指針を整備します。
 - (2) 身体拘束廃止のための委員会を定期的(3月に1回以上)に開催し、その結果について職員へ
周知します。
 - (3) 身体拘束廃止の為の研修を定期的に行います。
 - (4) 不適切な身体拘束等の事実が発覚した場合は速やかに利用者等、家族へ説明を行い
諸官庁へ報告をするとともに、規定する手続きに則り報告を行います。
 - (5) 身体拘束を行う場合、行政窓口相談し関係する機関と連携を図り、組織的な虐待防止及び
身体拘束等の防止を推進します。
 - (6) 身体拘束廃止の為に、関係する各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を
基本としそれぞれの果たすべき役割に責任をもって対応を致します。
 - (7) 緊急やむを得ない場合については臨時の委員会、関係者会議を開催し必要な手続き、手順
報告を踏まえ、適切に記録の整備を行います。
 - (8) 身体拘束廃止に関する措置を適切に実施する為に担当を設置します。
- ・身体拘束廃止に関する責任者:管理者 仲山久美

13. 業務継続計画(BCP)の措置

当事業所は、感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援事業所の
提供を継続的に実施する為および非常時の体制での早期業務開始を図る為の計画を制定し、
当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び
訓練を定期的の実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

○担当 仲山 久美

電話 086-722-5051

○受付時間

毎週 月曜日～金曜日 8:30～17:30

(2) その他

当事業所以外に、各住所地の市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

岡山県国民健康保険 団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17番5号 電話番号：086-223-8811（代表） 受付時間 9:00～17:00
岡山市保健福祉局 事業者指導課	所在地 岡山市北区大供3丁目1-18KSB会館4階 電話番号：086-212-1012 受付時間 8:30～17:15
岡山県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 岡山市北区南方2丁目13-1 電話番号：086-226-9400 受付時間 9:00～17:00
岡山市保健福祉局 高齢福祉部介護保険課	所在地 岡山市北区鹿田町1-1-1 電話番号：086-803-1240 受付時間 8:30～17:15
久米南町 保健福祉課	所在地 久米郡久米南町下弓削502-1 電話番号：086-728-4411 受付時間 8:30～17:15
赤磐市介護保険課 介護保険班	所在地 赤磐市下市344 電話番号：086-955-1116 受付時間 8:30～17:15
吉備中央町 福祉課介護支援班	所在地 加賀郡吉備中央町豊野1-2賀陽方舎 電話番号：0866-54-1317 受付時間 8:30～17:15
美咲町 長寿しあわせ課	所在地 久米郡美咲町原田1735 電話番号：0868-66-1115 受付時間 8:30～17:15
津山市社会福祉事務所 高齢介護課 介護保険担当	所在地 津山市山北520 電話番号：0868-32-2070 受付時間 8:30～17:15

15. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 苦情内容の聞き取り、把握
- (2) 管理者等責任者に苦情の内容を伝達
- (3) 生じた問題点の整理
- (4) 事業所としての意志決定（謝罪、事実の伝達、説明、市区町村、県への報告）
- (5) 事業所における反省事項・再発防止策の整理
- (6) 苦情処理台帳への記載

16. 事故発生時の対応について

- (1) 当事業所計画のサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故の内容、対応、改善策等を記録として残し、5年間保存します。

17. 円滑かつ迅速に事故の対応を行うための処理体制・手順

- (1) 事故内容の聞き取り、把握
- (2) 管理者等責任者に事故の内容を伝達
- (3) 事故発生の原因、問題点の整理
- (4) 事業所としての意志決定(謝罪、事実の伝達、説明、市区町村、県への報告)
- (5) 事業所における反省事項・再発防止策の整理
- (6) 事故報告書を作成

18. 当事業者の概要

名称・法人種別	医療法人社団 葵 会 岡山福渡・あおいホームケアサービス
代表者役職・氏名	理事長 新谷 幸義
本社所在地・電話番号	千葉県柏市小青田一丁目3番地12 電話 04-7136-8008
その他の事業	介護老人保健施設 葵の園・岡山福渡

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 千葉県柏市小青田一丁目3番地12

名 称 医療法人社団 葵 会
理事長 新 谷 幸 義

説明者 所属 岡山福渡・あおいホームケアサービス
氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

氏名 _____

(代理人)

氏名 _____ 続柄()